



Japan Boxing Commission

---

Tokyo Dome 1-3-61 Bunkyo-ku, Tokyo, Japan

Tel: 813-3816-5761 Fax: 813-3816-5760

## 告示

下記の通り、処分をした。

### 記

#### 第1 処分対象者について

氏名	仲里 繁
ライセンス種別	クラブオーナー・プロモーター
ライセンス番号	24373

#### 第2 処分

仲里繁オキナワジム会長（以下「仲里氏」）につき、JBCルール第118条1項7号に反したと認められることから、制裁規程第2条2項5号に基づき、令和7年5月3日から令和7年8月3日まで3ヵ月間のライセンス停止処分とする。

#### 第3 処分の理由

##### 1 事実関係（処分対象事実）

- （1）仲里氏は、令和7年5月3日、後樂園ホールにて行われた日本ライト級王座決定戦（以下、「本件試合」という。）において、仲里周磨選手（オキナワ）のチーフセコンドを務めていた。
- （2）本件試合中、仲里氏はセコンドとして着席が義務付けられているにもかかわらず椅子から立ち上がる場面があった。
- （3）本件試合で青コーナー（オキナワジム陣営）のインスペクターを務めていたJBC試合役員（以下「JBC試合役員」という）は、リング内の試合状況を確認し、タオル投入等の見極めが必要な場面（セコンドが一

時的に椅子から立ち、選手をなるべく近くで見ることが例外的に認められる場面)ではないと判断したため仲里氏に着席するよう促した。

- (4) これに対し、仲里氏は、当該 J B C 試合役員に対し、「ホールドだろ！お前が言えよ！」などと怒鳴りつけた。
- (5) 本件試合は、判定 0-0 のドローに終わった。
- (6) さらに仲里氏は、本件試合後、選手控室に向かう通路においてスーパーバイザーに対して大声で試合の不满を叫ぶ行為に及び、抗議は書面できるように、など説明を受け制止されたにも関わらずこれを続けた。

## 2 処分の原因となる事実

処分の原因となる事実として、以下の各事実が認定された。

- (1) 仲里氏は、J B C からクラブオーナー・プロモーターライセンスを交付されており、本件試合でチーフセコンドを務めた。
- (2) 本件試合中、仲里氏は、着席を促した試合役員を怒鳴りつけた。
- (3) 本件試合後、仲里氏は、スーパーバイザーに対し怒号した。

## 3 処分の根拠となる規程

J B C ルール第 1 1 8 条 1 項 2 号は、セコンドが試合中所定の場所に着席すべきことを定めているが、仲里氏は、正当な理由がないにもかかわらず、本件試合中に立ち上がった。さらに、同項 7 号が試合役員に対する攻撃的発言を禁じているところ、仲里氏は、着席を促した J B C 試合役員を怒鳴りつけた。これは、攻撃的発言として、同号に違反する行為である。

また、試合後スーパーバイザーに対し怒号した行為も、攻撃的発言であり、同号の違反に該当する。

J B C が定めた制裁規程第 3 条第 1 号では、J B C ルールに違反したこと、同条第 3 号では、ボクシング界の秩序、風紀を乱したこと、同条第 5 号では、公式試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したことがそれぞれ制裁処分の根拠とされている。セコンドが試合役員に対し強い威圧感を伴う口調で発言を行うことは、試合役員の畏怖を惹起し、試合の判定に影響が出るおそれがあるとともに、ボクシング界の秩序、風紀を乱すものであるといえる。

よって、仲里氏による上記行為は、制裁規程第 3 条第 1 号、3 号及び第 5 号に該当する行為であり、制裁処分の対象となる。

## 4 処分が必要かつ相当である理由

- (1) 処分の必要性

仲里氏による試合役員への恫喝がセコンドの遵守事項に反することは上述の通り明らかであって、仲里氏への処分の必要性は認められる。

## (2) 処分の相当性

### ア セコンドとして適切でない振る舞いを続けたこと

セコンドは、試合に臨んで、ボクサーを補助し、また、ボクサーに対して助言を与えるべき立場である（JBCルール第32条3項参照）。すなわち、試合が公正に行われるよう心がけるとともに、JBCルールを遵守し、これに則った試合役員の判定等に従う必要がある。

しかしながら、仲里氏は、セコンドの着席義務に違反した上で、これを是正しようとしたインスペクターの正当な対応に反抗した。さらに、本件試合結果は審判3名の一致による判定であり、疑いを差し挟むべき特段の事情も認められないにもかかわらず、これに納得せず、「すべての関係当事者から中立の立場」であることが求められているスーパーバイザー（JBCルール第42条3項）に対し不満を喚き散らした。

これらの振る舞いは、ボクシング界の一端を担う立場として品性を欠くものであるとともに、競技の公正さを著しく損ねるおそれがあることから、厳しい措置が求められる。

また、仲里氏がリング上でレフェリーに食ってかかる行為や、退出にあたりタオルをリングに放る行為等が確認されており、セコンドという立場への自覚が欠如しているといわざるを得ない。

以上を踏まえると、仲里氏には意識を改めさせる必要があり、相当程度重い処分が適当である。

### イ 処分にあたり酌むべき事情

仲里氏は、感情的な発言をしたことを真摯に反省し、再度行わないことを誓約している。

## 5 結論

以上JBCは、仲里氏に対し、処分対象事実が発生した令和7年5月3日から令和7年8月3日まで3ヵ月間のライセンス停止処分を課す。